



No.	区域線
A	国道 166 号の道路端
B	羽曳野市道駒ヶ谷大黒線の道路端
C	羽曳野市道南阪奈道路側道線の道路端
D	羽曳野市道大黒壺井 1 号線の道路端
E	羽曳野市と太子町との行政界

—— : 竹内街道  
- - - - : 街道（景観行政団体部分）  
●●●● : 街道（道が喪失しているところ）

※歴史的街道区域（一般区域）は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域（道路の端から両側 10mの幅の区間を合わせた区域）です。